

1962年6月15日(第5回目)

1. 講師並びに収会時談(午前10時30分~午前11時36分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席

1番	仲 村 春 駿	4番	佐喜 真 慎	ゆう	タ番	中 山 豊
6番	安 里 岩	7番	崎 間 健	一郎	8番	知 花 正 大
9番	米 須 清	10番	仲 本 正 重		11番	花 城 清 善
12番	申 里 幸 町	13番	松 本 輝 宣		14番	山 本 輝 德
15番	天 久 盛 雄	16番	当 山 伸 太 郎		17番	安 放 富 廉 信
18番	稻 嵩 盛 三	19番	宮 里 敏 行			

3. 不応招議員はなし。

4. 議席議員は応招議員と同じである。

5. 久席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により誰事説明のため出席したものは次の通りである。

村 長	仲村 春駿 助	役 具屋 真徳 収 入 役	仲村 春松
総務課長	松川 正義	財政課長	当山 善喜 経済課長
水道課長	奥里 春作		沢し 安一

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照 星 義 伊佐 正義

8. 講事日程は次の通りである。

日程第1号議案第13号 1961年度宜野湾村才入才出決算の認定について

議長~全員出席でありますので只今より本日の会議を開きます。

(午前10時30分)

議長~日程第1号議案第13号 1961年度宜野湾村才入才出決算の認定についてを議題と致します。本案は質疑の段階において纏続になつておりましたので昨日に引き続き質疑を願います。

10番~2款1項1目は増になつて、2目は4.5%も減になつてゐるが1方はへるし、1方は増しているがこれは追加更正すべきだと思うが、それが出来なかつた理由について。

水道課長~これは配水施設の原材料の43,092.64 \$の中にも給水施設費の原材料費が含まれている。この分は複式簿記の様式で別個に分けて処理し

ているが予算では項の中で請負でやつてるので分らないのでこの様な処理をやつてある。例えば神礪工業商事の場合、2,876,98\$は給水のエン管が主に入っています。竣工商事 3,201,20\$これの中にも 50 ミリ以上は配水となつておりますから、これ以下の小さいのも入つてゐるし、外にも給水施設の原材料費が入つています。予算上は配水工事、給水工事の原材料も各々見積りして計上してあります。その中で給水施設費の原材料費が配水施設の原材料費の処で処理されたと云う事であります。

10番～予算の組方が悪かつたのかどうか。

水道課長～別に予算は組んであるが、項で分けるのがむづかしいのでこうなつてある。

議長～暫休願致します。(午前10時55分)

議長～再開致します。(午前11時04分)

13番～時間外勤務について、午前10時から出ると云う様な方法を取れば時間外勤務はさせないでも良いと思うがその様な方法はとれないのか。

水道課長～処務規則の中の条例を改正して行けば、特別の事が出来ば、或はその様な事も可能でないかと思います。

13番～集金人のことでその様にしますと、5時以後の人が居る時に会われて仕事も出来、又時間外勤務手当も出さずにすむと思うが。

村長～改正は議会でやりますから、若しこの方が良いと云うことであれば提案して改正して行うと思つております。

水道課長～使用料手数料や、課税徴収の方も合せて法律上公職にあるものの金セント取扱は、日後はやつて行けないと云う規定もありますが、夏は6時半、7時頃までは可能であるが、冬はそれにふれるのであります。

17番～1款の営業費1目附記に課長が2人となつてあるが、それから吏員給と職員給の給料との区別はどうなつてあるか。

村長～吏員は一般の事務職員でその他の職員は、水道事業の人夫です。条例ではその他の職員に入る)課長は3ヶ月と9ヶ月の1ヶ月年分である。

議長～暫休願致します。(午前11時13分)

議長～再会致します。(午前11時20分)

17番～配水施設の備品費がないのは何故か、又給水の資金について説明願います。

水道課長～今の処購入はありませんが、将来必要なのが工具が出てくると思いましてもうけてある。配水の方も、給水の工具がありますので、今の処それでまに合せております。給水の資金は労務者のものであな堀りなどの労務賃金であります。3～4名の賃金で職工と一緒にやります。

17番～給水の引込みのメーター取付けは、村がやるのが、又指定店がやるのか。

水道課長～村がやつておりますが、特に工事は完了して給水申込みが多い場合は指定店にやらしております。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する質疑を打切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

17番～この決算を認定するに当り、2～3御要望を申し上げます。何しろ特別会計であるし、独立採算の取れる様な方法にもつていくには、最高度の施設の面や或は運営の面で検討したなら、尚実績があがると思います。無だな点を御研究されて、尚効果が上る様に努力してもらいたい。以上御要望を申し上げて本案を認定することに賛成致します。

議長～外に変つた御意見はありませんか。なければ討論を打切りたいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め左様決定致します。

議長～では議案第13号、1961年度宜野湾村上水道特別会計才入才出決算認定についてを表決に付します。認定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案は認定可決することに決定致します。

議 長～暫休憩致します。(午前11時46分)

議 長～再開致します。(午前11時55分)

議 長～本日の日程はこれで終ります。尚午後からは立法院に行くことに致します。それから明日は午前10時より再開する事に致します。

議 長～***散会*** (午前11時56分)